

## 府市関連項目について（抜粋）

項目	方向性	進捗状況等
府犬管理指導所 市動物管理センター	保健所設置市に設置義務があることをふまえて、大都市制度移行時に基礎自治体が担う業務、施設の管理運営方法を明確にする。	犬猫等の譲渡条件の統一や動物愛護推進員の研修会共同開催など、府市連携事業を実施

B 項目：府：大阪府犬管理指導所、市：大阪市動物管理センター

基本的方向性（要 旨）	25 年度の取組み（詳細）	進捗状況等	
<p>○保健所設置市に設置義務があることをふまえて、新たな大都市制度移行時に基礎自治体が担う業務、施設の管理運営方法を明確にする</p> <p>○当面は、府市連携が可能な事業に取り組む</p>	<p>1 事業連携について 【犬ねこ等の譲渡】府市共通の譲渡実施要領を作成し、共同実施。 【動物愛護推進協議会の共同開催】大阪府動物愛護推進協議会と大阪市動物愛護推進会議を共同開催。 【啓発等広報媒体の一本化】譲渡動物情報等、相互にリンクをはる内容を精査のうえ、HPを相互にリンクし、情報を共有化</p> <p>2 基礎自治体が担う業務について ・基礎自治体として担うべき権限、事務事業内容について精査 ・現在の府内3中核市の事務事業の形態を参考に、基礎自治体業務の課題や問題点を整理</p> <p>3 施設の管理運営方法について ・基礎自治体の運営形態について、それぞれのメリット・デメリットを精査</p>	<p>≪これまでの進捗状況（25年7月末までの到達点）≫</p> <p>1 事業連携について 24年8月に「府市統合に向けた事業連携検討委員会」を設置し、同委員会及びカウンターパート間の調整会議において下記について協議 【犬ねこ等の譲渡】譲渡犬の選定基準、譲渡対象者の条件や基準を合わせた実施要領等を作成し、実施済み 【動物愛護推進員活動の支援】25年3月、研修会を共同開催 【動物愛護推進協議会の共同開催】25年2月大阪市動物愛護推進会議に大阪府が、25年3月大阪府動物愛護推進協議会に大阪市がオブザーバー参加。25年度の1回目についても双方でオブザーバー参加し、年度内の共同開催に向け協議中 【啓発等広報媒体の一本化】HPを相互にリンクし、情報の共有化を実施済み</p> <p>2 基礎自治体が担う事務事業内容について <u>狂犬病予防業務及び中核市権限の動物愛護管理業務について、地域に密着して生活環境の向上を図る点から各特別区で実施する方向で検討</u></p> <p>3 施設の管理運営方法の検討 <u>水平連携型（一部事務組合形式）により現在の大阪市動物管理センターを管理・運営する方向で検討</u></p> <p>≪取組みにあたっての課題および解決策≫</p>	
今後の取組み（工程）			備考
25 年度	26 年度	27 年度	
<p>1 事業連携について ・府市間で協議を行い、調整が終了した事案については、順次開始 ・動物愛護推進協議会の共同開催（2月）</p> <p>2 基礎自治体が担う業務について ・基礎自治体が担うこととした業務の実施方法を検討</p> <p>3 施設の管理運営方法について ・水平連携型（一部事務組合形式）による施設の管理運営方法を検討</p>	<p>1 事業連携について ・府市間で協議を行い、調整が終了した事案については、継続実施</p> <p>2 基礎自治体が担う業務について ・基礎自治体の組織、体制の検討、関係機関との調整</p> <p>3 施設の管理運営方法について ・基礎自治体の運営形態に基づき、人員や施設の活用方法を具体的に検討</p> <p>2・3について、関係条例改正案の作成、財源確保、人員配置及び施設の管理運営方法の制度設計</p>	<p><u>基礎自治体の水平連携型（一部事務組合方式）による事業・施設運営体制に移行</u></p>	